

## 中古に於ける宇佐神人の活動 (中)

### 西 岡 虎 之 助

#### 三 太宰府との葛藤(つゞき)

次は太宰府の所行に對する處置である。十五日顯光は、朝廷に於て行成に檢非違使廳をして、太宰典代忠義に怠狀を進めしむべきことを命じ、行成は直ちに之を忠國に命じた權記。そして十八日には愈々忠義をして過狀を進めしめた。この日まづ檢非違使は參廳して、先日推問使等の進めし日記(勘問日記)を報告せしめて怠狀を作り、直ちに忠國をして、之を顯光の許に申呈し、晚景その下附を受けて、更に右衛門志重親に交附し、重親は夜に入り行成の許に、件の怠狀を持ち來つたので、また更に之を顯光の許に奉呈せしめた權記。かくして下手人に怠狀を上らしむると共に、巨頭たる帥

惟仲に對しては、二十八日に至りその職を、左兵衛督藤原懷平を更めて大貳に任じた御堂關白記、權記、中古三十、六歌仙傳、百練抄惟仲の停任は推問使勘問の結果に基づくこと云ふ迄もなく、扶桑略記には「仍遣推問使、事既審實、由之被解職也」とある。而して日本紀略によれば、この勘問の結果に基き法家の勘申した所の罪名は更に重いものであつたが、特にその罪を宥して、たゞ停職に處するに止めたとある。而して惟仲は當時病を獲てゐたので、尙太宰府に留つてゐたが、終に翌寛弘二年三月十四日六十歳で彼地に薨じた公卿補任、日本紀略、一代要記、尊卑分脈、この病並に死に就いては、色々の取沙汰があつた。即ち正月中旬頃には、既に病のことが京都にも傳はつたと

見え、正月十六日、實成が右大將藤原實資に告げて「帥參安樂寺之間、捐腰重煩由、去夕告來妻三位許」といひ、更に「若是宇佐宮御祟歟云々」と感想を漏してゐる小右。更に二月七日、近江守藤原知章の許に届いた彌勒寺講師元命の書状には「帥去年十二月二日、於廁仆伏、損腰不動」とあり、同く元命から藏人頭（經房か）の許に來た書状にも同様の趣があつて、彼は翌八日之を實資に語り、且つ元命の使者が「計之殞命乎」と評したと云つてをり、同日午尅、同く元命から實資に届いた書札の禮紙にも「帥中納言、以去年十二月二日、出廁之間折腰、干今辛苦、已及死也、近來耳目不見聞、闍廡前後不覺」と記して在つた小右。かようにして、惟仲は辛苦の裡に死んで往つたが、それが京都に傳つたのは、翌四月七日のことで、同日、前筑前守藤原高規から、未だ在京中の新大貳高遠の許に届けられた書状に依るようである。それに

は惟仲は三月十五日申時、貫首泰定重の宅で薨じた旨を記し、且つ「宇佐宮降誅歟、最可畏、僉議間、頗有駭定、後日可驗」とて延いて惟仲の餘罪にも及んでゐる小右。行成なども是日初めて計を知つたらしい權。而してこの高規の感想といひ、前の實成の感懐といひ、共に宇佐神の祟を極度に信じてゐた當代人の告白と見るべきで、實資の如きも翌八日の日記で、嘗て推問使派遣に唯獨り不可論を主張した源俊賢について「禮部宇佐定間、有引汲帥之情、非無怖畏」と漏らしてゐる小右。惟仲の骸骨は、弟生昌が隨身して上京した。即ち生昌は去三月二十二日太宰府を出で、四月二十日の夜入京し、直ちに道長の第に詣り、その事を告げた。その言によると、惟仲は三月十四日に薨じたとある御堂關。小右記にも生昌入京の事を記し、且つ實説として、惟仲は三月十二日病を受け、同十四日に薨去したとある。而してこの惟仲の死は

六十二歳といふ高齡のせいにもよるが、一面には

宇佐神人の愁訴といふことから受けた精神上の打撃も、確に手傳つてその死を早めしめたと思はれる。そうして、かく彼の死を早めしめた神人の愁訴について考ふるに、それは必ずしも、神人の横紙破りな不法に出づとのみは云へないので、少くも彼の方にも愁訴を受ける丈の非行があつたと思はれる。江談抄によると、彼の母は讃岐國の女で、父珍材が讃岐介の時に生ませた子が彼で在る。父が任を去つた後、彼が尋ねて來たので觀相して彼に向ひ「汝必ず大納言に至らんか、但し貪心に依て頗るその妨あり、之を慎むべき也」と誡めた。果して彼は後中納言大宰帥に至つたが、宇佐宮第三寶殿附封の事によつて停任せられた、と述べてゐる。そして之から推せば、寶殿附封の事も彼の貪心から出でたかとも思はれる。尙彼の貪心を傍證するものは、筑前高田牧に對する非行であ

る。

之に就ては前記高規から高遠に宛て惟仲の死を報じた書狀中に、高田牧の雜人を悉く壹岐島に追渡したのは惟仲の所行で、下官(高規)が宇佐定の間、その方に氣を奪はれて無用意であつたにより、それにつけ込んだ所爲であると云つてゐる。小右記、寛弘二、四、蓋し高規は、寛弘二年正月まで筑前守であつたので、正月九日に、太宰府に下すべき雜事の定書を、彼の許に遣はしてゐるのも、或はこの事に關係してゐるかも知れぬのである。而して此事を聞いた實資は、その日記に「極奇恠也」と述べてゐるが、更に詳しく由來を尋ぬるに、初め帥惟仲は壹岐島の荒馬を取らしむと稱して高田牧の牧子十三人を同島に追渡した。之に對し牧司等は堪え難い由を陳訴した所、彼は重ねて自分の雜色長宇自可春利なる者を差し遣はして、殘の雜人をも悉く壹岐島に追渡した。そうしてその間に春利は、牧

司等の内財・雜物・馬並に年貢絹十四疋を搜取つた。よつて牧司等は、この由を認め、國及び郡（筑前か肥前か未だ考へ得ず）の證判を請ふて、過日（先日）朝廷に言上した。然るにそのうち帥惟仲は薨去し

春利もその後上京してしまつた。そこで朝廷では彼を尋問せしめたが、何分にも彼は姿を隠した爲め在所が知れなかつた。けれど五月（寛弘二）頃に至り、或風説に近江國に罷下つてゐるといふ事であつた。仍て、右大將實資は、近江國の國符を取り寄せて健兒に持たし、且つ家下人一兩を差加えて、同月十日に下し遣はした所、十三日の朝に至り、首尾よく捕得して將來した。かくて春利をば厩に下すと共に、その過狀並に日記申雜物辨文を進めしめた小右記、五、七、日記とは健兒等の追捕の狀況を記した文書であり、その中に申（記）す所の雜物辨文とは、春利が高田牧司等から押取つた雜物の辨濟に關する文書であらう。以上の如くにして此事

件は結末を告げたが、之に徴しても惟仲の帥在任中の所行には、香ばしからぬものがあつた事が知られるので、宇佐神人の愁訴も、穴勝ち正當な根拠が無かつた譯ではないのである。

而してこの愁訴も、前述の如く帥惟仲を處斷することによつて、略解決したが、尙殘された一事は、惟仲の手先となつて神宮の寶殿に加封した下手人太宰典代長岑忠義に對する處置である。忠義は去年十月以來、左衛門弓場に留置せられたまゝ、一年近く過ごした。かくて翌二年十月十日に至り右大史季隨は忠義の罪名勘文を行成の許に持參してゐる。そして行成は之を道長に覽せ、更に參内後顯光の第に詣り内成朝臣をして件の罪名勘文を奉呈してをり權記ついで十一月十五日に至り、道長以下左仗座に着座して、その罪狀定を行つた。諸卿一同はたゞ法家の勘狀に依つて罪科に行ふべしと説いた御堂關白記、小右記、權記、そして十二月二十八日に至

り、忠義を佐渡に配流することとなり、即ち上卿の納言は仗座に着してその官符を見參し、畢つて事由を奏聞し、行成は結政所に就いて請印の事を行つてゐる權記、日本紀略、然るに寛弘四年七月二日に至り忠義は非常赦により、官符を給つて召還された日本紀略、小右記、長元五、二、十三。

上來縷述せし所によつて、宇佐神人と太宰府との争は、全く惟仲方の敗となつた、少くも朝廷はそう處置をつけたのであつたが、然らば神宮内部の争はどうかといふに、これも惟仲方が敗となつたのである限り、それに同心した權大宮司宇佐宗海一派の敗となつたので、彼は早くも怠狀を徴せられ左衛門弓場に投せられたことは、既述の通りである。即ち大宮司乃至大神家對權大宮司乃至宇佐家の争は畢に前者の勝利となつたので、寛弘二年十一月十三日、かの忠義の罪名定の前々日のこと、右大臣顯光は、右大辨行成に向ひ、宇

佐大宮司邦が雜事に從ふべき由の官符を下すべき事を仰せてゐる。雜事に從ふとは、宇佐宮の雜事を執行することである。邦利の大宮司職を從前通り認めるのである。これに對し行成は「不給停釐務之宣旨、何可給從雜事官符乎」と抗議を申し立てゝゐる。蓋し邦利に豊前下毛郡司膳助頼及び門司關司兼方等を殺害した明白な罪迹があるからである。それで顯光も、僉議して然るべく取り行ふよう命じてゐるが、結局この官符は下された模様である權記。何となれば邦利は此後なほ大宮司職に現任してゐて、次の如き事件が起つてゐるからである。

寛弘五年十月一日、宇佐八幡宮禰宜成子が、車に乗つて織部司南門に參り、大宮司邦利が無實を以つて成子に祓を科せし事を訴へ出た日本紀略。祓を科すとは、犯罪人から贖罪の爲め物を徴收するをいふので、この際は成子が實際に罪がないに關は

らず、邦利は有りとして祓物を課徴したといふのである。この訴に對し邦利は與力者たる彌勒寺講師元命をして、成子をどこ迄も罪人とし、更に禰宜の任をも停められんことを申し立てたものらしく、同月五日に至り朝廷ではその障定を行つてゐる權記。更に邦利方には禰宜大神清子も加はつてゐたらしく、してみると之も矢張り大神家と宇佐家との争で、邦利等の宇佐家派排斥に起因してゐるものと思はれる。かくて十一日には仗議があつて件の邦利元命清子等に關する訴訟に就いて僉議した結果、邦利に過ありと決定して、終に彼の大官司職を停めてゐる日本紀略。そして翌六年三月十五日に至り、宇佐相規を大官司に補任してゐる。之を見て何かの訴訟は、大神・宇佐兩家の争であつた事が確かめられる。因みに相規補任に就き、同年八月二十二日太宰府に下した官符中に「縁海之國亦給糧」とあれば、相規は京都から赴任したよう

である類聚符宣抄一。なほ邦利、元命に就ては、其後も太宰府をして勘問せしめたらしく、同年九月八日仗座の定(障定)で、同府の上申に係る召問元命邦利文に關し議してゐるが、同時に同く府の上申に係る焼亡寶藏文をも議してゐる權記、日本紀略。これは宇佐宮寶殿の焼亡を指すので、或は前大官司邦利方の所爲であつたかも知れない。更に茲に注意すべきは、是年八月十四日に、大貳藤原遠が釐務を停止されてゐる事であるが、之は筑後守菅野久信の訴に依るので權記、日本紀略、中古三十六歌仙傳。宇佐宮とは何等の關係もないことである。

此後引續き六七十年に互り神宮と太宰府との間に難問は起らなかつた。たゞ一つ長暦四年十月二十二日に、神宮神人の直訴事件が見えてゐる。即ち同日夕方主上が内裏焼亡により内大臣教通の二條第に行幸あらせらるゝに當り、東院の東大路と神解小路との邊に於いて、宇佐宮の下部一人が衣

冠を着して御輿の右の方に進み寄り、音(聲)を擧げて訴訟に及ぼうとしたが、希有の事であるにより、右將(右近衛府の官人)等の爲めに追却せられた。供奉の一人であつた藤原資房は、之について「須搦捕也、然而行幸新所之間、左右有憚也、故不令搦也、事尤非常也」と評してゐる春。而してこの直訴の内容は何であつたか詳ではない。

右の直訴事件の後、約五十年にして起つたのが寛治年間の愁訴である。寛治元年十二月二十九日宇佐神民(神人)等は憂申す所ありとて、院(白河)御所の陣邊に若干數參集した中右。愁訴の内容は、宇佐宮檢校公則が同宮の黄金御正體を盗んだといふこと、大貳藤原實政が大隅國正八幡宮の神輿を射危めたといふ事との二件であつた。宇佐神人が正八幡宮の事にまで容喙したのは、兩社の間に本末に似た關係があつたからで、當代人の間には八幡神は初め大隅國に現はれ、次に宇佐宮に遷つ

たものとも考えられてゐた今昔物語。但し勢力の點から云へば、歴史的事情に基づき、宇佐宮は遙かに勝るものがあつた爲め、自ら其間に本社に似た地位を占め、そして正八幡宮の事にも干與するに至つたのである。この時、宇佐神人の愁訴した事件が單に黄金犯用に關してのみでない事は、この後正八幡宮に關する所の確かな文獻中に、宇佐神民の訴に依る中右記寛治七とか、宇佐宮の愁に依る扶桑略記寛治二、十二一とか、宇佐宮神人訴申とかの文字があるので解かる。但し別に大隅國正八幡宮神人の愁に依る帥記寛治二ともあれば、同宮神人も加はつてゐたこと云ふ迄もない。

かくてこの愁訴に對し、翌寛治二年二月一日、諸卿は陣定を行つてゐるが御二條御通記、中右記、百練抄、更に三月二十日の陣定では、大貳實政の正八幡宮神輿を射た罪が、赦前の犯たるに依り赦に會ふべきや否やに就いて僉議してゐる百練抄。而して茲に云ふ赦の

行はれた時日は、何れ寛治元年中であらうが、その月日を未だ詳にしない、或は同年六月五日に院宣を下し、嘗て院使を凌轢して弓場に拘せられた皇后宮大進以綱の罪を赦してゐるから、それを指したのかも知れない爲房卿記。何れにしても實政の所犯は、その赦前に行はれた事は確かであつたが、それにしても赦に會ふて免せらるべき性質のものであるか否かに就ては、事情を審にせないまゝに頗る議論があつたらしく、終に五月二十日に至り推問使を太宰府に遣り、その真相を取調べさせた百練抄。そしてこの使が歸京して提出した報告に基づき、諸道の學者は實政の罪名を勘え、終に大逆に當る由を勘申した。よつて諸卿は八月二十五日その當否を僉議した帥記百練抄。

尋で閏十月十九日に至り、内大臣師通が藏人爲房に太宰府文書を下してゐるのも、之に關係した事と思はれるが後二條師通記更に二十九日に至り、陣座

に於て再び實政の罪狀定を行つてゐる。先づ左大臣俊房は「檢非違使勘問國永日記」を取寄せて、諸卿に披見せしめた。國永は實政の手先となり、神輿を射た下手下人である。そして之を京都に召喚して檢非違使が勘問し、其狀況を記したのが、件の日記である。次に定に入り、まづ右大辨通俊は勘問文（勘問日記）を讀み上げ、畢つて左大辨匡房曰く、

國永を召しに遣つた主意は、大貳が彼に神輿を射よこ仰せたか否かを確めんが爲である、而るに彼の陳述によれば、別に射よこも射る可からずも仰せなかつたこの事である、故に猶よく彼國永を拷問して、真相を確かむべき歟

次に右兵衛督俊實曰く、

國永の陳申詞の中に「彼が大貳から、正八幡宮に罷向ひ、經清等（正八幡宮神人）を召進すべし」の府宣を蒙つて彼、辭退するこゝ九ヶ度に及び、最後には申文を



認めて府の目代肥後前司源時綱に付囑し、さうして大貳に獻じて貰はうとした所、時綱は申文を破却し、國永の妻を召し渡(罷向)るべき由を仰下した、仍て彼(國永)は如何にも仕難く偏に罷向つた』と述べてゐる。されば此條に付き時綱を訊問すべき歟。

通俊及び左衛門督家忠・侍従大納言雅實・源大納言師忠等は何れも匡房の説に同じ、右衛門督俊明は俊實の説に賛成した。これに對し帥中納言伊房は「左右可候勅定」と申し、更に權大納言經信は定めて曰く、

國永を訊問する主意は、大貳が果して神輿を射よこ命じたか否かの條を確むるにある、けれ共件の事を遺述するに定めて射よこは仰せないと思はれる、然れば國永を問ふことは止め、この儘勘問日記を法家に下し、罪科の有無輕重を勘ぜしめて然るべきである、但し俊實の説の如く、時綱の方は訊問を加ふる必要がある、因みに法家をして罪科を勘えしむるに當つては有真に問ふべからざる歟、

罪科の勘申に大判事明法博士有真を排斥せる理由は、彼が先に實政の罪名を勘申して大逆とし、しかも勘文中に希代犯科といふ様な文字があつて、諸卿は多く之を不當と認めてゐたからである。而してこの經信の説には、師通・左大臣俊房・按察實季も同意した。かくて俊房は更に意見を述べしめ諸卿も大略申し畢つて次に俊房は頭辨季仲をしてこれらの定申せし趣を述べしめ、匡房之を書して定文を作つた。定文は院に奏せしに、數尅の後仰下されて曰く、

此間の日記を以つて法家に問ふべし、又時綱をも訊すべし、而して先に時綱が『神威を憚る可からず』と言つたか言はなかつたかは、大貳の罪科に相違を來すべき歟、然れば時綱を訊問して後、日記を法家に下すべき歟、俊房之を諸卿に示して更に先に意見を述べし人々の意向を叩きしに、匡房通俊申して曰く「時綱を問ふべしとは院に奏せしめ無かつた所である」と。

之に對し俊實曰く「時綱訊問の事は奏せしめた、何となればそれは極めて大事なことで若し時綱が申さない事柄を國永が申し立てたとすれば、時綱は偏に無實を以つて其罪科を蒙る譯で、尤も不便である、故に奏せしめたのである」と。更に經信曰く「大貳の罪科は大略見當がついてゐると思ふ故に此間の日記は、直に法家に下し勸せしむ可きであり、時綱に至つては追つて尋問しても何事かあらん、又時綱は在京の人であるから、此方も成るべく早く訊問すべきである、若し彼是争申してゐ、又傳仰の人時綱を未だ罪せざる上に若し下手人國永許りを訊問するとすれば、彌々壅滯の階となるのではあるまい歟」と。然し俊房は猶院旨の通り時綱を問ふて後、罪科を勸せしむべしと固執した。その他諸卿も各々意見を申した。かくて數寇の後、院から「有真以外で誰に勸申せしむべきか」との仰があつたので、諸卿定め申して曰く「檢

非違使惟宗國任及び範政をして勸申せしむべき歟但し範政は重服であるから先例を尋ぬべき歟、檢非違使義忠の適否は知らない」と。義忠を疑問視した理由は、矢張り有真と共に先に勸申に従つたからである。次いで右の定文を奏せしに、仰せに曰く「前大貳朝臣の罪科を勸申すべきの由、道の檢非違使に仰下すべし、範政に於ては、先例を尋ぬべし、義忠に於ては下すべからず（與らしむべからず）又有真の申（勸申）せし大貳希代の犯科たるの由をも尋問はる可し（檢非違使に勸問せしめよ）」と。時は將に夜半である。帥記、及後。二條師通記。道の檢非違使とは、法家出身のその意である。又實政を指して前大貳朝臣とあるより推せば、彼は既に釐務を停止されてゐたことが解かるので、公卿補任によれば、少くも當時は上京してゐたらしく、隨つてこの度も推問を受けた事は、帥記の註に「被問大二三條、可被加彼所申大逆條歟」とあるので推

察できる。なほ先に有眞が實政の犯行を勘問して、希代之犯科と申した事が、非常に問題視された趣は茲でも知られるので、爲に有眞はそれに就いての勘問を受けねばならぬことゝなつたのである。

以上の如く國任をして勘問の事に従はしむると共に、一方正八幡宮への對策として、翌十一月二十三日には官符を下し太宰府に命じて損失せし正八幡宮の神寶を修造せしめてゐる。その官符には次の如き文句がある。小朝熊社神寶沙汰文、正治元五廿注進文、

大隅國正八幡宮損失神寶物、宜仰太宰府、注神民解狀色目、早令修造、但此中於神王面形一枚者、依稱(附)往古靈物、難測造否之旨、須先仰法眼清圓、相尋子細經

言上、

茲に見ゆる損失神寶に就ては、或は之を神輿射殺事件の原因であるとも解釋出来る、即ち最初神寶が損失したに就いて神民は解狀を以つて其修造方を太宰府に請ふた所、府はそれを受付けなかつた爲に、神民は憤り神輿を振り大舉して府に強訴せんとて迫つたので、實政は之を防がしめ、終に神輿を射るといふ結果に立ち至つたとも説明が出来る。然し件の神寶は往古の靈物でその修造さへ覺束ないと言はれたものであつて見れば、如何に神民と雖も之が修造を府に迫るといふ無理を敢行しないであらう。されば件の神寶の損失は、前述の如く偶然に損失したといふのではなく、全く實政等の神輿射撃の結果による即ち神輿を射た爲にその中に安置せる神寶を損失したものと解釋すべきであらう。そしてかく損失した神寶の色目等に就いて神民は解狀を以つて訴えたので、朝廷は取敢えず太宰府をして修造せしめたのであらう。しかし神鏡(神王面形)一枚だけは修造の可能性の有無が疑はれたので、先づ法眼清圓に子細を尋ねしむる事としたのである。因みに修造せしめた結果に就いては、或は夢告があつ

て造立したとも、或は靈物と稱して造らなかつたとも傳へられてゐる小朝護社神鏡沙汰文、同上而して右の神鏡修造に關し諮問を受けた法眼清圓は何れ正八幡宮關係の僧侶であらうが、帥記によると彼は此頃別に「正八幡宮御興到着次第文」を注送してゐる。これは恐らく朝命に基づいたものであらう。即ち同十一月二十七日經信は攝政殿(師實)に參つて右の注文を報告し、その命により歸宅後之を季仲の許に送つてゐる帥記。御興到着次第文とは正八幡宮神輿が神人に擔がれて太宰府に到着するに至つた顛末を記したものだと思はれるので、矢張實政の罪名定の必要上、清圓をして注送せしめたのであらう。

かくて此間に國任の勘文も出來上つたのであらう。同三十日に至り、諸卿は更に陣定を行ひ議する所があつた後二條師通記。この日俊房はまづ季仲を以つて案内を攝政師實の直廬(宿所)に申さしめしに

師實は右衛門少志推宗國任勘文・明法博士有眞辨申稀代詞文等の文書一結を季仲に下給ひ、且その仰詞に曰く「件國任勘文並有眞陳詞如此、何様可被行乎」と。新宰相公定まづ發語して曰く「如此法家勘文、難申左右、可候勅定」と。次に匡房申して曰く、

件の國任の勘文中に、先づ實政の件の犯科は、到底赦に會ふ可からざるの由を申し、次にたまへ赦に會ふも除名に處すべきの由を注し、又國永は最先に神輿を射た者であるに關はらず、その罪は單に遠流なるの由を勘申してゐるのは、尤もその疑の多い所である。更に律文名例の「自首不實不盡者、以不實不盡之罪罪之、至死(者聽)減二等」括弧中は日本古代法典を以つて補ふを勘申してゐるが、その至死減一等を勸じて、絞刑に處すべしとしてゐるのは、未だ其の心を得ない不審である。

と。通俊も謀大逆に就いて論ずる所があつたが、記録缺けて不明である帥記。而して右の匡房・通俊の説を綜合するに、國任は實政等の犯科を謀大逆

罪に當るとし、就中實政を首罪として死刑に處し國永を從罪として遠流に處すとした、但し實政の自首により、減刑を認めたがその自首には多少偽があり且つ充分でなかつた故に、不實不盡の罪を以つて之を律し一等を減じて絞刑に處すべしと勘申したのである。けれ共、之は律文に照せば頗る間違つてゐる。隨つて匡房等が「尤多其疑」とか「未得其心」とて之を非難したのも當然で、尙この後にもその定があつて、終に國任の勘申を覆へすの結果に立ち到つてゐる。かくてこの日(十一月三十日)の定の結果、前大貳從二位實政を除名の上伊豆國に配流し、目代肥後前司源時綱を安房國に(遠流)、大貳の廳官等時綱以外八人(國永も此中か)を土佐國(遠流)に流すこととなつた。中右記、百扶桑略記、石清水文。書所引皇年代記上 中右記によれば「但無宣旨云々此前數度、依此事雖有陣定、不二決也、引及今日也」とて頗る難問題であつた事を説き、且つ配

流に當り宣命が出なかつたといつてゐる。而して此罪名定に當つても、例の如く宇佐神の靈威が認められたらしく、百練抄には、僉議の間攝政の直廬に光耀があり、在陣の公卿一兩人は、そこに鬼物の靈異を見たと言つてをり、忠實の中外抄久安三、十九には定の時、鳩が軒廊邊に居たとも傳へてゐる。かくて此後罪人は各々配所に赴いたが、實政は翌三年伊豆に押送される途中、近江國に於て出家した、しかし宥されずして追下された公卿。補任 時に實政年七十一。そして寛治七年二月十八日、七十五歳を以つて伊豆國で薨じた。この報告が同國より京都に齎らされたのは、三月二日の事である。中右記寛治七、三、六、公卿補任、尊卑分脈、 實政の罪名定に當つては、縁坐者に就ても僉議すべき筈であつたが、國任の勘文に不審があつた爲め、延期されてゐた。よつて其年(寛治二十二年)八月、攝政師實の三條殿に於て公卿定を行ひ、

その事を議してゐる。まづ師實は二棟廊に出で、開會を宣して曰「先日依國任勘文<sub>二</sub>所被行<sub>一</sub>實政事<sub>二</sub>也、而彼日定云、眞大逆謀大逆之條、猶有<sub>二</sub>其疑<sub>一</sub>、至于實政等者、早可<sub>二</sub>被行者<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>流座人條<sub>一</sub>者、後日可<sub>二</sub>被<sub>一</sub>一定者、仍爲<sub>二</sub>被問國任所<sub>一</sub>召也」と、即ち國任にも次第を問ふ爲め、召し寄せたのである。やがて俊房が參り、國任勘文の趣につき匡房・通俊及び經信に意見を徴した。通俊申して曰く

國任の勘文の如くんば、實政の罪を謀大逆<sub>三</sub>勘申してゐるが、熟々之を案するに、謀大逆<sub>三</sub>は謀つて未だ行はざるをいふ、而るに實政の所行は、矢を放ち神輿を射たのであるから、已に行つたと言ふべきである、之を何故に謀大逆<sub>三</sub>勘申したのである乎、

と、即ち眞大逆説を主張したのである。之に對して匡房は勘文に説く謀大逆説は之を是認したが、なほ國任が實政と國永との罪の首従の區別を誤つてゐるを指摘して曰く、

件の勘文の如くんば、已に御輿を射た者(國永)を以つて從罪に勘申してゐるが、それは當を得てゐない、然れば則ち神輿を射た者を以つて首罪<sub>三</sub>云ふべきで、實政に至つては御輿を射るべし<sub>二</sub>仰せなかつた<sub>一</sub>のであるから、矢張り謀大逆<sub>三</sub>と言ふべき歟

と。之によると、先に問題となつた所の、實政が神輿を射よと命じたか否かといふことは、結局射よと命じなかつた事になつてゐる。そして之から出發して、匡房は國永を首罪として眞大逆に當て、實政を謀大逆としたのである。更に以上の二説に對し、經信申して曰く、

國任の勘文には大貳の罪を謀大逆<sub>三</sub>勘申してゐる、仍て其罪の輕重を案するに、大體に於て至當である、但し通俊の申す如くんば、是に已に神輿に射中てた已行の事<sub>三</sub>と言ふべきであるに關はらず、偏に謀大逆<sub>三</sub>勘申するは非難を免がれ難いこの事である、次に若又匡房の申す如くんば、神輿を射し人を以つて眞大逆に處せよこの趣である、しかし眞大逆には既に首従の區別がな

く、實政を監臨主司知所部有犯法不舉刻百録圖訟の律文に照して處罪するにすれば、矢張り首罪に科すべきではあるまい歟。

と、經信も眞大逆説に傾いたのである。次に季仲を召し、以上の趣等を國任に問はしめ、國任は之に陳申する所があつたが、記録缺けて不明である帥記、及中右記。但し後二條師通記によれば、明法博士有實(眞)、及び檢非違使章忠(義忠も)、國任同様召されてゐる。

かくて二十二日にも、經信が上卿となつて、陣定を行ひ眞謀の疑につき議したが一定なく後二條、師通記、終に二十四日の陣定に於て、眞大逆と決定した。その結果實政の息正五位下左少辨兼攝津守敦宗は縁坐して解官除籍せられた(註一)。これと共に、最初實政の罪名を勘申して、希代犯科と稱し爲にその後引續き勘問せられてゐた大判事明法博士有眞(有實とも)並に檢非違使義忠(則忠)中右とも義正(のりた)

百録とも章忠(師通)とも)は、謬案を固執したとて、除名に處せられた後二條師通記、中右記、百練抄、扶桑略記、辨官補任。國任の勘文も、眞大逆を謀大逆としてゐたが、彼はそれを固執しなかつた爲か、或は比較的穩當であつた爲か、別に罪せられなかつた様子である。因みに是より先き、十七日に俊明を石清水使とし、少納言成宗をその次官として、奉幣せしめてゐるのは神輿射擊の事件が、凡そ結末に近づいたに就いて、之を奉告し且つ謝し奉らん爲であらう。小右記に「是依正八幡御輿事也」とあるは、即ち之である(註二)。

以上の如くにして、實政の神輿射擊事件は結着したが、抑々この事件の發端、即ち實政なりその部下なりが、何故に神輿を射たのであるか、又經清等の正八幡宮神人が、何故に神輿を擔いで實政に當らうとしたのであるか、這般の消息は絶えて不明である。只この間に知られるのは、實政の部

下國永が、直接出向つて神輿を射たことゝ、そして之を憤つた神人が、宇佐神人の加勢を得て、朝廷に愁訴した點とである。しかもその描いた波紋は頗る大きく、實政以下太宰府の廳官共八人迄流罪となり、これが裁決に與つた朝廷の官人二人も罪を得、外に一人の縁坐者をも出してゐるのである。

(註一) 中右記嘉承元年二月十七日の條に「去寛治二年藤原實政據謀大逆、被配流之時、子敦宗朝臣解官、謀大逆雖無緣坐、選叙令云、父祖被戮者、子孫皆不得任侍衛官、依件文其時被解官歟」と少からず本文と矛盾した記事がある。

(註二) 此小右記の文句と、前記帥記の清圓の御輿到着次第註文とを、併せ考ふれば、或は正入歸宮の神輿が、石清水に到着したのであつて、前の清圓の註文は、その狀況の報告であり、今の石清水使は、その爲に發せられたのではないが、考へ得られるが、若し斯かく違々々、神輿が參上したものとすれば、大事件であるから今少し何等かの徵證があるべきであるに關はず、それが見えない所を以つてすれば矢張り双方とも、本文に述べた通りで、間違がないものと信ずる。